

武蔵野市プレーパーク運営委託事業者審査プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、武蔵野市のプレーパーク事業運営に関し、専門性を有する業者に委託するにあたり、当該業務を委託するに最適な事業者を審査するためのプロポーザルの実施について必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名称 武蔵野市プレーパーク事業運営委託
- (2) 業務の目的 「子どもが自由な発想で自由に遊べる」プレーパークでの遊びを通して、子どもたちが「土、火、水との触れあい」や「様々な年代との交流」をし、子どもの感性や生きる力を磨くことを目的とする。
- (3) 業務の課題 子どもたちが自由な発想で自由に遊ぶことができる遊び場を作るためには、専門的な知見から子どもを見守り、子どもの遊びを手助けしながら、遊び場の安全管理や対外のコミュニケーションを取ることができるより良い人材（スタッフ）の確保及び地域住民の事業理解が不可欠であること。
- (4) 業務委託期間
 - ① 令和6年度：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
 - ② 令和7年度：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
 - ③ 令和8年度：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 業務を行う場所
 - ① 境冒険遊び場公園（東京都武蔵野市境3丁目20番）
 - ② 大野田公園（東京都武蔵野市吉祥寺北町4丁目11番）
 - ③ 松籟公園（東京都武蔵野市吉祥寺東町4丁目3番）

(6) 業務内容：別紙 仕様書（案）のとおり

3 提案上限金額

総額 74,085,000 円（諸経費、消費税含む）

【内訳】 令和 6 年度 24,695,000 円

令和 7 年度 24,695,000 円

令和 8 年度 24,695,000 円

※複数年にわたる業務

※契約は単年度ごとに締結する。また、契約は予算の議決を条件とし、契約を約束するものではない。

※提案上限額は契約金額や予定価格を示すものではない。

※この金額を上回る提案は無効とする。

4 実施方法

公募型企画提案方式で行い、申込期間終了後に参加資格の確認通知を申込事業者に送付する。通知後、各社企画提案書を提出した上で、武蔵野市が定める評価基準に基づき、武蔵野市プレーパークプロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）において評価を行い、優先交渉権者を決定する。選考結果は全ての事業者に書面で通知する。

5 参加資格

参加者は、次の要件すべてに該当するものに限る。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにて武蔵野市の競争入札参加資格を得ていること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないものであること。
- (3) 武蔵野市から指名停止を受けていないこと。

- (4) 市が発注する契約における暴力団等排除措置要綱別表左欄のいずれにも該当しないこと。

6 入札参加資格を有しない事業者の追加提出書類

東京電子自治体共同運営電子調達サービスの武蔵野市の競争入札参加資格を有しない場合は、以下の書類も併せて提出すること。

- (1) 履歴事項全部証明書（登記事項証明書）（正本）（発効後 3 か月以内のものに限る。）
- (2) 履歴事項全部証明書（商号登記事項証明書）（正本）（発効後 3 か月以内のものに限る。）
- (3) 身分証明書（正本）（発行後 3 か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業している者に限る。）
- (4) 登記されていないことの証明書（正本）（発行後 3 か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業している者に限る。）
- (5) 財務諸表（直前決算のもの。貸借対照表及び損益計算書）
- (6) 法人事業税の納税証明書（正本）（法人に限る。）
- (7) 法人税又は所得税の納税証明書その 1（正本）
- (8) 消費税及び地方消費税の納税証明書その 1（正本）
- (9) 武蔵野市プレーパーク運営委託事業者審査プロポーザル実施要領第 11 条審査及び選考順位の決定等の規定により提案書の採用を決定された者（以下「優先交渉権者」という。）となった場合に入札参加資格を取得することを誓約する誓約書

7 スケジュール等（予定）

実施要領等の公表	令和 6 年 1 月 1 日（月）
参考資料配布・閲覧期間	令和 6 年 1 月 1 日（月）～ 2 月 6 日（火）
参加申込書の受付	令和 6 年 1 月 22 日（月）正午必着

参加資格確認・通知	令和6年1月24日(水)※文書発送予定日
審査に関する質問書の受付期限	令和6年1月29日(月)
質問書への回答期限	令和6年1月31日(水)
企画提案書等提出期限	令和6年2月6日(火)午後5時必着
審査(プレゼンテーション)	令和6年2月8日(木)
審査結果の通知	令和6年2月中旬
契約締結(予定)	優先交渉権者と子ども家庭部児童青少年課とで契約内容の調整を行ったうえで仕様書(案)を確定次第、準備契約を行う。
次点交渉権者の取扱い	令和6年3月6日(水)までに優先交渉権を持つ事業者との調整が不調に終わった場合は次点者を繰り上げる。

8 参加申込・辞退

(1) 提出書類

プロポーザル参加申込書(第1号様式)及び事業者概要(第2号様式)

(2) 提出期限: 令和6年1月22日(月)正午まで

(3) 提出方法: 事務局に郵送または持込にて提出する。

(4) 参加申込後の辞退について

郵送または直接武蔵野市役所3階南棟児童青少年課窓口へ参加辞退届(第1号様式)を提出

9 質問及び回答

(1) 対象: 参加申し込みを予定している者に限る。

(2) 質問方法

① 質問書(第3号様式)に、会社名、担当者名、連絡先を明記すること。

② 電子メールにより受付け。タイトルを「プロポーザル質問」とすること。

(3) 質問書への回答

回答は随時、電子メールで全ての参加予定事業者に一斉に送信する。なお、業者の名称、指名数に関する質問には回答しない。

10 企画提案書

(1) 作成方法

任意の様式で、原則 A 4 版 10 ページ以内（表紙・目次を除く）、左綴りで作成し、下部中央に頁番号を付すこと。なお、表紙は第 5 号様式とし、押印すること。その写しを副本の表紙とすること。

参加事業者は、以下の点について具体的な提案を記載した企画提案書を作成すること。

ア 企画内容（下記の内容を含むこととする。）

- ・ 業務全般についての提案など
- ・ 本業務についての考え方と実施方法
- ・ 提案のアピールポイント
- ・ その他、本業務を受託するにあたり、特に留意する点

イ 業務実施体制とスケジュール

ウ 本業務に携わる担当者等の氏名と経歴・実績（総責任者及び担当者は必置のこと）、担当者が本業務と並行する他の業務

- ① 事業者概要（パンフレット等）
- ② 本業務に類する受託実績（第 6 号様式）
- ③ 提案見積書（第 4 号様式）

(2) 作成時の注意点

- ・ 書式や着色、記載内容や順序は自由とする。
- ・ 文章を補完するためのイラスト、イメージ図等は企画提案書と別に添付してもよいが、簡潔に作成すること。

- ・資源の有効利用のため、両面印刷が望ましい。
- ・正本（１部）のみ社名を記載し、副本には社名を記載しないこと。

(3) 提出部数：上記(1)①～③ 各６部（正本１部、副本５部）

(4) 提出先 武蔵野市役所子ども家庭部児童青少年課まで

(5) 提出方法 提出先へ直接持込又は郵送で提出する。郵送による場合は、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。ファクシミリ・電子メール等による提出は受けない。

(6) 提出期限

①持込の場合…令和６年２月６日（火）１７時まで

※提出時間は午前９時から１７時までとする。

②郵送の場合…令和６年２月６日（火）（必着）

11 審査及び選考順位の決定等

(1) 審査方法

- ① 審査は委員会が行う。
- ② 審査にあたっては、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションに基づき、提案者の業務実施能力を審査して最も優れた提案があったものを優先交渉権者とし、次に優れた提案があったものを次点者とする。
- ③ 審査の結果、取得点数が同点となった場合の最終的な審査順位は、審査委員会が行う。

(2) 審査方式

価格点と技術点の総合評価により優先交渉権者を決定する。また、全体に占める割合は技術点４００点価格点１００点の配分とする。（別表「評価基準」参照）なお、本プロポーザルにおける最低合格基準は７割とする。

① 技術点

- ・企画提案書、プレゼンテーションにより評価を行う。

- ・技術点の評価は、企画提案書類一式及びプレゼンテーションの内容を評価する。

② 価格点

- ・別表武蔵野市プレーパーク事業運営委託に係る評価基準における価格評価について（点数表）のとおり

- ## ③ 辞退等の事由により本プロポーザルの参加業者が1者のみになった場合、
- 審査の結果点数が最低合格基準を満たしていれば、市の求める基準に達しているとみなし、契約の交渉権を得ることとする。

- ## ④ 全者辞退等の事由により本プロポーザルの参加業者がなかった場合、または審査の結果、全提案者の点数が最低合格基準に満たなかった場合、プロポーザルは中止とし、書面にて別途中止の通知を送付する。

(3) 審査会（プレゼンテーション）

説明は提出した提案書の内容の説明および補足説明を基本とする。

- ① 日程及び場所：令和6年2月8日（木）、集合時間や集合場所については後日参加者に通知する
- ② 時間：説明20分まで、質疑を15分程度とする。
- ③ 参加者：計3名以内とする。説明は受託した場合の主担当者が行うこと。
- ④ 補足資料等、企画提案書等の提出時に添付していない資料の追加は認めない。
- ⑤ プロジェクター及びスクリーンを使用して説明することを認める。その場合、機材については各自で準備すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは市が準備する。
- ⑥ 審査会における質疑応答を記録した議事録を作成し、審査会実施終了後7営業日以内に提出すること。議事録の体裁は、任意の体裁とする。

- (1) 審査結果は選定・非選定に関わらず、審査順位決定後すみやかに、文書で通知する。
- (2) 審査結果に対する質問および説明
 - ① 方法：電子メールを事務局にて受ける。
 - ② 期間：審査結果通知到着後から令和6年3月19日（火）まで

13 契約締結について

- (1)原則、優先交渉権者と企画提案内容について協議が調った後、契約手続きを行うものとする。
- (2)優先交渉権者との協議が不調になった場合には、次点の者に対して、令和6年3月8日（金）までに、協議を開始する旨を通知するものとする。
- (3)本提案が採用されたことを以て、提案したすべての内容（金額・仕様・数量等）について契約を保証するものではない。契約内容については、市と協議を行い決定する。

14 提出書類の取扱い

- (1) 著作権は提案者に所属する。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 参加者の名称は、公開することがある。
- (4) 提出された書類について、武蔵野市情報公開条例（平成13年3月23日条例第5号）の対象となるほか、規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。このとき本市は企画提案書等は無償で使用できるものとする。
- (5) 事業の審査作業に必要な範囲において、市は企画提案書の複製をすることがある。

15 失格要件

以下の場合には、委員会において審査のうえ、失格となることがある。

- (1) 本実施要領に沿った方法で企画提案がなされなかった場合
- (2) 企画提案書及び見積書に虚偽の記載がある場合
- (3) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) その他審査委員会において、不相当と認められた場合

16 その他

- (1) 本プロポーザル不参加者に対し、不利な取り扱いをすることはない。
- (2) 本プロポーザルの参加に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (3) 参考

https://www.city.musashino.lg.jp/shussan_kodomo_kyoiku/seishonen/1045834.html

17 事務局（問合せ先、提出先）

武蔵野市役所子ども家庭部児童青少年課 南棟3階

住所 〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

電話番号 0422-60-1853（直通） FAX 0422-51-9327

メールアドレス SEC-JIDOUSEISYO@city.musashino.lg.jp

担当 岡野・鈴木